



県章

山形県公報

平成26年7月25日(金)

第2565号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○県営土地改良事業計画の決定	(最上総合支庁農村計画課)	…815
○同	(同)	…816
○同	(同)	…同
○同	(庄内総合支庁農村計画課)	…同
○同	(同)	…817
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了	(同)	…同
○公共測量の実施の通知	(県土利用政策課)	…同
○土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	(都市計画課)	…同

公 告

○一般競争入札の公告	(管財課)	…818
○同	(同)	…819
○県営住宅入居者の一般公募	(置賜総合支庁建築課)	…820
○同	(庄内総合支庁建築課)	…823
○一般競争入札の公告	(企業局)	…826

告 示

山形県告示第687号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営釜淵地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営釜淵地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)計画書の写し
- 縦覧に供する場所
真室川町役場
- 縦覧に供する期間
平成26年7月28日から同年8月25日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営大堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 縦覧に供する期間
平成26年7月28日から同年8月25日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営小松原田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営小松原田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 縦覧に供する期間
平成26年7月28日から同年8月25日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営青龍寺川地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営青龍寺川地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所
鶴岡市役所及び三川町役場
- 縦覧に供する期間
平成26年7月28日から同年8月25日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営沖堰地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営沖堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画書の写し
- 縦覧に供する場所
鶴岡市役所及び三川町役場
- 縦覧に供する期間
平成26年7月28日から同年8月25日まで
- その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第692号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農 業 競 争 力 強 化 基 盤 整 備 事 業	東 郷 堰 地 区	平成26年4月21日

山形県告示第693号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金山町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
金山町都市計画区域内
- 公共測量を実施する期間
平成26年6月27日から同年12月25日まで
- 作業の種類
公共測量（空中写真測量、数値図化）

山形県告示第694号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、天童市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地区画整理事業の名称

山形広域都市計画事業天童市楯ノ町土地区画整理事業

2 換地処分の内容

平成26年3月14日付け指令都計第17号で認可した換地計画のとおり

3 換地処分の年月日

平成26年6月28日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入札に付する物件	予定価格
新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁本庁舎 5階502会議室	平成26年8月22日（金） 午後1時15分	新庄市大字松本字四ツ屋394番50 宅地 467.74平方メートル	6,920,000円

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
新庄市大字松本字四ツ屋394番50 宅地 467.74平方メートル	新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁本庁舎 5階503会議室	平成26年8月1日（金） 午後1時30分

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入札に付する物件	予定価格
新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁本庁舎 5階502会議室	平成26年8月22日（金） 午前11時00分	新庄市大字泉田字往還東53番7 宅地（実測）481.11平方メートル （公簿）478.00平方メートル	2,000,000円

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
新庄市大字泉田字往還東53番7 宅地（実測）481.11平方メートル （公簿）478.00平方メートル	新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁本庁舎 5階503会議室	平成26年8月1日（金） 午後1時30分

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営太田町アパート1号	米沢市太田町五丁目1-10	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・身障用)	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	3月分の家賃に相当する額	単身可
同 春日アパート2号	同 春日五丁目2-43	3DK	64.2	1	一般用	17,700	20,400	23,300	26,300	30,100	34,700		
同 中田第2アパート2号	同 中田町901-2	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 米沢中央アパート1号	同 中央七丁目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		
同 中田第1アパート3号	同 中田町658-3	同	69.9	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200		
同 6号	同	同	75.4	2	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500		
同 関口アパート2号	南陽市宮内352-3	同	68.3	1	同	23,400	27,100	30,900	34,900	39,900	46,000		
同 糠野目第2アパート	東置賜郡高島町福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年8月4日から同月8日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成26年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年7月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	一般用	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200	
同	同	同	54.6	2	同	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200	
同 4 号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,300	22,000	24,900	28,400	32,800	
同 こがねアパ ート1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 余目アパー ート	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	61.0	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	
同 狩川アパー ート	同 狩川字山居22	同	64.2	1	同	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,100	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年8月4日から同月8日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

5 入居の時期 平成26年10月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年7月25日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入札に付する物件	予定価格
新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁 2階201号会議室	平成26年9月1日（月） 午前10時30分	新庄市大字松本字四ツ屋407番3 雑種地 1,002.97平方メートル	6,288,000円
長井市高野町二丁目3番 1号 置賜総合支庁西庁舎 1階102会議室	平成26年9月2日（火） 午前10時30分	長井市舟場15番21 土地 宅地 905.57平方メートル 建物 共同住宅 784.06平方メートル プロパン庫 7.41平方メートル	26,800,000円

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

企業局総務企画課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
新庄市大字松本字四ツ屋407番3 雑種地 1,002.97平方メートル	新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁 2階201号会議室	平成26年8月7日（木） 午後1時30分

長井市舟場15番21 土地 宅地 905.57平方メートル 建物 共同住宅 784.06平方メートル プロパン庫 7.41平方メートル	長井市高野町二丁目3番1号 置賜総合支庁西庁舎 1階102会議室	平成26年8月8日（金） 午後1時30分
--	--	-------------------------

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、企業局総務企画課（電話023(630)2768）に問い合わせること。

平成26年 7 月25日印刷
平成26年 7 月25日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056